

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 1 月27日
【会社名】	株式会社多摩川ホールディングス
【英訳名】	TAMAGAWA HOLDINGS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇留嶋 健二
【本店の所在の場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467（79）7027（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 増山 慶太
【最寄りの連絡場所】	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号
【電話番号】	0467（79）7027（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 増山 慶太
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 144,430,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,313,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）1．平成22年1月27日（水）開催の当社取締役会決議により発行するものです。

2．振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,313,000株	144,430,000	72,215,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	1,313,000株	144,430,000	72,215,000

（注）1．第三者割当の方法によります。

2．発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は72,215,000円であります。

3．割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		西谷 英成	
割当株数		320,000株	
払込金額		35,200,000円	
割当予定先の内容	所在地	東京都世田谷区	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません	
	人的関係	該当事項はありません	
当該株券の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

（注）当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		榊澤 徹	
割当株数		318,000株	
払込金額		34,980,000円	
割当予定先の内容	所在地	Singapore国	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係		該当事項はありません
	人的関係		該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

（注） 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		奥山 英明	
割当株数		272,000株	
払込金額		29,920,000円	
割当予定先の内容	所在地	北海道帯広市	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係		該当事項はありません
	人的関係		該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

（注） 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		山本 千秋	
割当株数		222,000株	
払込金額		24,420,000円	
割当予定先の内容	所在地	三重県鈴鹿市	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係		該当事項はありません
	人的関係		該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

(注) 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称		吉川 伊能	
割当株数		181,000株	
払込金額		19,910,000円	
割当予定先の内容	所在地	福島県福島市	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません
	取引関係		該当事項はありません
	人的関係		該当事項はありません
当該株券の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株の全部又は一部の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。	

(注) 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

募集の目的及び理由

〔1〕財務体質の健全化

わが国経済は、昨年来の世界的不況が持続し、底を脱しつつある状況とはいえ依然として不透明な状況が続いております。企業の厳しい収益状況を背景に設備投資は減少を続け、雇用・所得環境も厳しさを増す中で個人消費も弱く推移しており、さらには円高による輸出や生産への影響も懸念される等本格回復に至っておりません。

このような経済状況のもと、当社グループの主要な事業である電子・通信用機器の事業分野につきましては、3.9世代の標準化や2GHz帯TDD、3.5世代の高度化等の整備制度が行われ、それに伴った新しい引き合いが徐々に増加し、地上波デジタル放送関連機器は、中継装置等を中心に比較的底堅く推移しておりました。しかしながら、平成22年3月期〔第42期〕第2四半期報告書のとおり、主要な事業である電子・通信用機器事業につき、前連結事業年度後半からの売上高を維持しておりましたが、現状、設備投資及びその更新が一段落したことに伴い、厳しい状況で推移している状況であります。

また、当社は次のとおり投資の失敗による損失により、平成20年3月期、平成21年3月期及び平成22年3月期に特別損失を計上し、3期間連続して財務体質が毀損している状況でございます。

(イ)平成20年3月期

当社の連結子会社であったアプライト・テクノロジーズの業績は順調に推移しておりましたが、平成20年

5月30日開催の取締役会において、監査法人との協議の結果、のれんを厳格に再評価し、一括償却するのが適当と判断し、一括償却により個別で関係会社株式評価損として333百万円を特別損失に計上いたしました。

(ロ) 平成21年3月期

平成21年5月15日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社であったアプライト・テクノロジー社及びその子会社を解散することを決議いたしました。アプライト・テクノロジー社は平成13年4月に設立されたレーザーによる微細加工技術を基盤としたハード・ディスク製造関連装置メーカーであります。同社の主力商品であるハード・ディスク加工機器を取り巻く環境は、リーマンショック以降、世界同時不況の影響を大きく受け、需要が急速に落ち込んでまいりました。このような経営環境の中で、事業を継続するのは極めて困難であると判断し、解散することといたしました。この解散により個別で子会社の整理に伴う関連会社株式評価損等として465百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、平成21年3月期における連結損益計算書上の営業損失68百万円につきましては、アプライトテクノロジー社の単体損益計算書上の営業損失70百万円が影響しているものであります。

(ハ) 平成22年3月期

当社が出資しているパシフィックキャピタルパートナーズ有限責任事業組合の組合員であるファンドスクェアージャパン株式会社およびファンドスクェアージャパン合同会社の代理人弁護士からの平成21年6月17日付の連絡により、パシフィックキャピタルパートナーズ有限責任事業組合の業務執行について不適切な事象が生じていることが明らかになり、当社の債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じ、当社が出資している有限責任事業組合の出資金の回収が困難であると想定されることから、個別で投資有価証券評価損199百万円及び未収配当金5百万円に対する貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたしました。

上記(イ)及び(ロ)記載のアプライト・テクノロジー社につき、リーマンショック以降、世界同時不況の影響を大きく受け、経済的外部要因はあるものの、のれん代の一括償却に至ったことを踏まえた上で、今後は、当社の経営戦略上、多額ののれん代が計上されるような投資につきましては、行わない方針であります。かつ、上記(ハ)記載の組合への投資につき、不適切な事象が生じるような先へ投資をしたことを踏まえた上で、今後は、当社の経営戦略上、投資組合等の当社がコントロール出来ない投資運用につきましては、行わない方針であります。

このように3期間連続して財務体質の毀損が続いており、当社の得意先の与信判断に重要な影響を与えるおそれがあり、得意先の受注減による売上高減少が懸念されます。そのため、早急に資本増強をする必要があり、当社の自己資本を増強することによって、財務体質の健全化及び信用力の向上が図れ、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になると考えます。そこで、当社といたしましては、この度の増資によって、上記(ハ)記載の組合への投資損失計上前の平成21年3月期の純資産の水準に戻すべく、財務体質の改善を行いたいと考えました。なお、金融機関等の借入では財務体質の健全化が期待できないことから第三者割当増資を行うこととしました。

(2) 新規事業への投資

上記〔1〕に記載のとおり、当社は投資により損失を計上し、現状では当社の子会社は株式会社多摩川電子の1社のみとなっております。そこで、当社では、もう1つの収益の柱を構築すべく、厳しい事業環境の中で、多額ののれん代の一括償却ができるような投資を行わない、また当社がコントロールの出来ない投資は行わない方針の中で、収益の多角化を模索し、新規事業への投資を行うことといたしました。

当社では、かねてより収益の多角化を模索しており、平成19年10月1日に会社分割による持株会社の体制に移行して以降、シンガポールの関連会社であったアプライト・テクノロジー社の技術を応用して太陽光発電等の環境関連分野への展開を調査・検討してまいりました。シンガポールでの太陽光発電分野への進出を調査・検討する過程においてシンガポール近隣諸国のパーム椰子搾油工場と太陽光発電装置設置について交渉する機会を持ち、その際、パーム椰子搾油工場から廃棄されるバイオマス資源である椰子殻について、欧州、日本向け輸出の可能性を打診され、調査してまいりました。

平成21年11月1日には環境関連事業準備室を新設し、事業化の検討を行い、今後の企業価値向上のための施策として、平成22年1月27日開催の取締役会決議により、組織の変更を行うと共に、本格的にバイオマスエネルギー供給事業として取り組む事といたしました。

京都議定書以降、日本では事業活動から発生する二酸化炭素を、企業の自主的な努力によって低減に努めてきています。我が国でも、地球温暖化防止対策が進みつつある中、新しい目標が提起されており、企業は更なる努力を重ねなければ、この目標を達成することは不可能であります。国内において、再生可能エネルギーの導入を求められており、資源エネルギー庁は、その有効な対策の一つとして化石燃料からバイオマスエネルギーへの転用を推奨しております。

当社ではこの度新しい事業として、地球環境保全に貢献する分野に取り組み、グループの新しい収益の柱とし

て育て、当社の社会的使命の遂行と企業価値の向上を進めてまいります。

当社は、企業がバイオマス資源をエネルギーとして有効活用するための、バイオマスエネルギー供給事業を開始致します。「環境保全と経済の両立」が実現できるリーディングカンパニーを目指し、低炭素社会の基盤構築に貢献して参ります。

事業の第一段階として、バイオマス燃料の一つであるパームカーネルシェル(PKS)の販売事業及びバイオマスボイラー事業におけるバイオマスボイラー設置を開始致します。バイオマスボイラーは、木質チップ/ペレットを主燃料としたボイラーであり、日本では主に一昨年前より自治体から導入が始まり、民間企業へも広まりつつあります。パームカーネルシェル(PKS)は、パームオイルの約90%の生産拠点である東南アジアを中心とするパーム産業から大量に発生する木質バイオマスであり、有用な燃料として世界的に注目されつつあります。当社では木質バイオマス燃料の販売及びバイオマスボイラーの設置・燃料の安定供給という包括的なサービスを構築し、新たな市場の創造と拡大にチャレンジいたします。

なお、今後につきましては、当社は平成22年2月に日本の子会社及び平成22年4月にインドネシアの子会社を設立し、次のように展開していく予定であります(但し、下記(イ)の日本の子会社における事業については、当初は当社本体で行い、日本の子会社が設立された後、同子会社に順次事業を移管する予定。)

(イ) 日本の当社子会社における事業展開

日本の当社子会社では、バイオマスボイラーを設置し、日本を中心としたパームカーネルシェル(PKS)の販売の展開を予定しております。

(ロ) インドネシアの当社子会社における事業展開

インドネシアの当社子会社では、インドネシアにパームカーネルシェル(PKS)回収・積載所を開設し、パームカーネルシェル(PKS)の海外市場に対する輸出事業及びインドネシア国内市場にてパームカーネルシェル(PKS)の販売の展開を予定しております。

本格的に事業へ投資することにより、将来にわたり当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることが出来るものと考え、上記記載の財務体質の健全化のためのほか、投資必要資金として第三者割当増資を行うことといたしました。

(3) 第三者割当による新株式発行を選択した理由

上記〔1〕に記載のとおり、3期間連続して財務体質の毀損が続いており、当社の得意先の与信判断に重要な影響を与えるおそれがあり、得意先の受注減による売上高減少が懸念されます。そのため、早急に資本増強をする必要があり、当社の自己資本を増強することによって、財務体質の健全化及び信用力の向上が図れ、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になると考えられ、金融機関等の借入では財務体質の健全化が期待できないことから第三者割当増資を行うこととしました。

また、上記〔2〕に記載のとおり、当社では、本格的に事業へ投資することにより、将来にわたり当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることが出来るものと考えております。新たな収益体制を構築し、逸早く事業基盤の確立、財務体質の強化を図るためにも、早急に資金を準備する必要があるため、投資必要資金として第三者割当増資を行うことといたしました。

なお、エクイティ・ファイナンスの資金調達方法の中からは、現在の資本市場の動向等を鑑みますと公募増資や株主割当増資、あるいは新株予約権といった手段が考えられますが、これらの手段は、資金の調達時期及び調達金額が不明確になることなどから、当社が意図する資金の調達が行えるとはいいきれず、第三者割当による新株式の発行を選択いたしました。

割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え、今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来的な収益源泉の確保を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。今回の増資に関しては、これらを実施していくために、当社の経営環境及び経営方針等を理解していただける候補先、または事業シナジーのある事業パートナーに対して第三者割当による新株式の発行を行うことを検討してまいりました。

当社は資金の調達を急ぐべく、平成21年8月より第三者割当増資の割当先選定のアドバイザーと契約し、業務シナジーのある事業パートナー等の法人及び個人を含めて第三者割当増資の引受先を探しておりましたが、厳しい事業環境の中、当社の経営方針や今後の事業方針について賛同を頂ける先が見つからない状況でありました。その様な引受先を見つけるのが困難な状況の中、取締役の知人または取締役の知人の紹介により、この度、西谷英成氏、榊澤徹氏、奥山英明氏、山本千秋氏及び吉川伊能氏につきましては、賛同を頂けたため、当社は割当先として選定するに至りました。なお、今後の事業方針については口頭にてご賛同を頂いておりますが、概ね2年間以上の長期保有を前提とした今回の出資についてはご快諾頂いており、その内容を書面にて頂いております。

割当先の詳細は次のとおりであります。

(イ) 西谷英成氏について

西谷英成氏は、不動産業を営む株式会社ライサム(住所:東京都港区南青山二丁目14番14号)の代表取締役であり、当社取締役増山慶太の知人より紹介を頂いた先であります。今回は個人として当社の経営方針や今後の事業方針にご賛同を頂いております。当社といたしましても、長期保有を前提とした書面を頂いており、将来にわたる安定的な保有が期待されることから、今回の割当予定先として選定いたしました。

(ロ) 榊澤徹氏について

榊澤徹氏は、環境関連へ投資を行うJatropha Energy Pte Ltd(One Phillip Street #03-01 Singapore 048692)のDirectorであり、当社取締役増山慶太の知人であります。同氏は、株式会社ジェイ・ブリッジ(東京都墨田区両国二丁目10番6号 住友不動産両国ビル別館)の前代表取締役であり、当社取締役増山慶太は同社で社員として就業しておりました。今回は個人として当社の経営方針や今後の事業方針にご賛同を頂いております。当社といたしましても、長期保有を前提とした書面を頂いており、将来にわたる安定的な保有が期待されることから、今回の割当予定先として選定いたしました。

(ハ) 奥山英明氏について

奥山英明氏は、北海道を中心として学習塾運営業を営む株式会社れんせい(住所:北海道帯広市東1条南13-2)の代表取締役会長兼社長であり、当社取締役増山慶太の知人より紹介を頂いた先であります。今回は個人として当社の経営方針や今後の事業方針にご賛同をいただいております。当社といたしましても、長期保有を前提とした書面を頂いており、かつ、財務基盤の厚い会社である株式会社れんせいの代表取締役会長兼社長であるため、将来にわたる安定的な保有が期待されることから、今回の割当予定先として選定いたしました。

(ニ) 山本千秋氏について

山本千秋氏は、学習塾運営業を営む株式会社鈴鹿英数学院(住所:三重県津市広明町337番地)の代表取締役であり、当社取締役増山慶太の知人より紹介を頂いた先であります。今回は個人として当社の経営方針や今後の事業方針にご賛同を頂いております。当社といたしましても、長期保有を前提とした書面を頂いており、かつ、財務基盤の厚い株式会社鈴鹿英数学院の代表取締役であるため、将来にわたる安定的な保有が期待されることから、今回の割当予定先として選定いたしました。

(ホ) 吉川伊能氏について

吉川伊能氏は、段ボールケース製造を主業に、包装用品卸売の併業を営む吉川紙業株式会社（住所：福島県伊達郡桑折町成田字元宿2）の代表取締役であり、当社取締役増山慶太の知人より紹介を頂いた先であります。今回は個人として当社の経営方針や今後の事業方針にご賛同を頂いております。当社といたしましても、長期保有を前提とした書面を頂いており、かつ、財務基盤の厚い吉川紙業株式会社の代表取締役であるため、将来にわたる安定的な保有が期待されることから、今回の割当予定先として選定いたしました。

反社会的勢力との関わりについて

西谷英成氏、榊澤徹氏、奥山英明氏、山本千秋氏及び吉川伊能氏については、第三者調査機関による調査を行い、反社会的な勢力との関わりは一切有していないことを確認しております。

なお、書面にて当該各割当先個人からも反社会的な勢力とは一切関係がない旨の誓約書を受領しております。

割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

第三者割当増資の引受先である西谷英成氏、榊澤徹氏、奥山英明氏、山本千秋氏及び吉川伊能氏の払込みに要する資金については、当該各割当先個人の預金残高につき通帳の写し、または金融機関の残高証明等を確認いたしました。

また、当該各割当先個人からは、払込金額に足る資金を現に保有している旨の確約書を頂いておりますので、今回の増資の払込には確実性があると判断しております。

企業行動規範上の手続きについて

本件第三者割当は、希釈率が24.9%であり25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、ジャスダック証券取引所の定める「上場会社の企業行動に関する規範」第2条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(2) 【募集の条件】

発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
110	55	1,000株	平成22年2月15日（月）	該当事項はありません。	平成22年2月16日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額を払込むものとし、

5. 発行条件等の合理性及びその具体的内容

発行価額の算定根拠

発行価額については、直近平均株価が客観的であると判断し、当該増資に係る取締役会決議日の直前日から遡る直近3か月の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社株式の終値の平均104円（小数点以下を四捨五入）を参考として、1株110円（プレミア率5.7%）と致しました。

なお、この発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠したものであります。

従って、今回の第三者割当による新株式の発行価額は、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には該当しないものと考えます。この点につきましては、監査役全員から特に有利な発行価額に該当しない旨の意見を頂いております。

なお、参考までに取締役会決議日の直前日の株価は1株97円（プレミア率13.4%）、取締役会決議日の直前日から遡る直近1か月の当社株式の終値の平均株価は1株95円（小数点以下を四捨五入、プレミア率15.7%）、取締役会決議日の直前日から遡る直近6か月の当社株式の終値の平均株価は1株132円（小数点以下を四捨五入、ディスカウント率16.6%）となります。

発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新株式の発行数は1,313,000株(議決権数1,313個)であり、現在の当社の発行株式総数5,461,000株(総議決権数5,257個)に対して19.3%の割合(議決権における割合24.9%)で希釈化が生じます。しかしながら、当社は3期間連続して財務体質の毀損が続いており、当社の得意先の与信判断に重要な影響を与えるおそれがあり、得意先の受注減による売上高減少が懸念されます。そのため、早急に資本増強をする必要があり、当社の自己資本を増強することによって、財務体質の健全化、信用力の向上により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になると考えております。

また、新たな収益体制の構築のためにも、本格的に新規事業へ投資することにより、将来にわたり当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることが出来るものと考えております。

以上の理由により、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の募集規模は合理的であるとと考えております。

今後の見通し

今後は、本件第三者割当により、当社の財務体質の安定化が見込まれます。財務基盤の安定化により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になり、継続及び安定した取引が見込まれます。

また、本件増資により、本格的に新規事業へ参入することができ、将来の当社グループの事業基盤及び収益の拡大への貢献が見込まれます。

なお、平成22年3月期の業績の具体的な影響額については軽微であります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社多摩川ホールディングス 総務部	神奈川県綾瀬市上土棚中三丁目11番23号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大和支店	神奈川県大和市大和南一丁目2番15号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
144,430,000	4,500,000	139,930,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、弁護士費用、登録免許税、登記関連費用、調査費用等を予定しております。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額139,930,000円については、当社グループの運転資金及び新規事業への投資(平成22年1月27日開催の取締役会において決議)に充当する予定です。

具体的な使途は次のとおりであります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社グループの運転資金 (株式会社多摩川電子への貸付金(注1))	94	平成22年2月
新規事業への投資 (日本の子会社に対する資本拠出金)	15	平成22年2月
新規事業への投資 (インドネシアの子会社に対する資本拠出金)	30	平成22年4月

(注)1. 株式会社多摩川電子にて展開する電子・通信用機器事業における材料購入費の資金となります。

2. 調達する資金使途の合理性に関する考え方

上記「第一部 証券情報 2. 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 募集の目的及び理由」に記載のとおり、3期間連続して財務体質の毀損が続いており、当社の得意先の与信判断に重要な影響を与えるおそれがあり、得意先の受注減による売上高減少が懸念されます。そのため、早急に資本増強をする必要があり、当社の自己資本を増強することによって、財務体質の健全化及び信用力の向上が図れ、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になると考え、事業運営を円滑に行うための必要な資金調達であると考えております。

また、新たな収益体制の構築のためにも、本格的に新規事業へ投資することにより、将来にわたり当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることが出来るものと考えております。かかる資金調達により財務体質も安定化し、新規事業の収益を見込め、ひいては当社の企業価値向上を通じて既存株主の利益に資するものであると認識しており、当該資金使途には合理性があると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において平成21年8月7日付で、下記の臨時報告書を提出しております。

その記載内容は下記のとおりであります。

1. 提出理由

当社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成21年8月7日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社が出資している有限責任事業組合につき、組合の業務執行について不適切な事象が生じていることが明らかになり、回収が困難であると想定されることから、平成22年3月期第1四半期会計期間（平成21年4月1日～平成21年6月30日）に、投資有価証券評価損199百万円及び未収配当金5百万円に対する貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成22年3月期第1四半期会計期間において、投資有価証券評価損199百万円及び貸倒引当金繰入額5百万円を特別損失に計上いたします。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第41期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）までにおいて変更が生じており、「事業等のリスク」として次のとおり追加いたします。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年1月27日）現在において判断したものであります。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、追加箇所については_____ 〆で示しております。

事業等のリスク

経済状況

当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占める電子・通信用機器事業の製品需要は、国内外の経済状況の変化による通信設備投資需要の影響を受ける可能性があります。

又、海外企業の国内市場への参入や、国内企業の海外生産へのシフトによる低価格での製品提供により、価格競争が熾烈化し、当社の市場競争力が低下し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

価格競争

携帯電話設備をはじめ、当社の得意とする高周波無線技術を必要とする市場において、国内だけでなく海外企業の参入など、当業界における競争は激化しております。

当社グループは、技術力に裏付けされた高品質かつ高付加価値製品を提供する一方で、徹底したコスト削減により、市場でのシェアを確保してまいりますが、将来においても優位性を保ち、競争できるという保証はありません。価格面での競争に有効に対抗できないことによる顧客離れの可能性は皆無でなく、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

特定の売上先への依存

当社グループの売上高の約60%は、大手電機・通信機メーカーに依存しております。このため当社グループの業績は、主要顧客の受注状況・生産計画及び発注方針等により影響を受ける可能性があります。

人材の確保及び育成

当社グループの将来の成長は、有能なエンジニアに依存するところが大きく、技術力の高いエンジニアの確保及び育成は当社の重要な課題であります。

特に、当社グループの基幹技術であります高周波領域に係るアナログ無線技術者の育成には、長期間の年月を必要とするため、その育成にかかるコスト及び常に高水準の技術を維持し、あるいは最新の技術情報を得るための費用は、人件費を押し上げる要因にもなり、これらのコストの増加が、業績に影響を及ぼす可能性があります。

出荷後の製品の欠陥

当社グループは、厳格な品質管理のもとに各種の製品の開発・製造を行っております。しかしながら、精密な製品のため戸外での気象条件や設置状況など使用されている環境により、その性能に影響がでる可能性があります。

当社グループの製品は、携帯電話設備、防衛関連設備、防災無線設備、放送関連設備等公共性の高い設備に使用されており、万一製品の欠陥が発生した場合は、回収等による費用が発生するおそれがあり、これによりコストがかかること及び他の製品の開発・製造工程に影響を与えるなど、業績に影響が及ぶ可能性があります。

海外投資に伴うリスク

当社グループは、M & Aにより今後も海外子会社等を取得・売却する可能性があります。また、取得した海外子会社に関する取引については、現地の経済状況、為替や金利の変動、天変地異、治安の悪化、法規制、雇用状況等により経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

新規事業投資に伴うリスク

当社は、「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおり、平成22年1月27日開催の取締役会において、新規事業の開始を行うことを決議いたしました。当社はかねてより環境関連事業分野への進出を調査・検討してまいりました。この度、本格的に事業として開始いたしますが、計画とおり事業活動が推移しない場合は、当社の経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式の希薄化について

当社は、平成22年1月27日開催の取締役会において、第三者割当増資を行うことを決議いたしました。当該第三者割当増資による新株式の発行数は1,313,000株（議決権数1,313個）であり、現在の当社の発行株式総数5,461,000株（総議決権数5,257個）に対して19.3%の割合（議決権における割合24.9%）で希薄化が生じます。しかしながら、本件第三者割当は、当社の自己資本をさらに増強することによって、当社グループの信用力が増し、得意先及び調達先金融機関の与信判断にも好材料になること、新規事業への投資により今後の事業拡大及び企業価値向上に寄与することを目的としております。よって、本件増資は、将来に亘り当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることができるものと考えております。以上の理由により、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。

当社の大株主の影響により、他の株主の影響力が限定される可能性について

本件第三者割当により当社株式を5%近く保有する株主が増加いたします。仮にこれらの株主が同じ行動をとった場合、取締役の選任、企業合併、事業再編などの株主総会決議事項について、重大な影響を及ぼす可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第41期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月29日 関東財務局に提出
四半期報告書	事業年度 (第42期 第2四半期)	自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日	平成21年11月12日 関東財務局に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月11日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員 公認会計士 毛利 優 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 関本 享 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（追記情報）

重要な後発事象には、平成21年5月15日開催の取締役会において、連結子会社アブライト・テクノロジーズ社の解散を決議した旨、及び当社が出資しているパシフィックキャピタルパートナーズ有限責任事業組合の業務執行について不適切な事象が生じていることが平成21年6月19日に明らかになり、出資金額の取立不能または取立遅延のおそれがある旨の記載がある。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社多摩川ホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社多摩川ホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社多摩川ホールディングス
取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年7月1日から平成21年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

株式会社多摩川ホールディングス

取締役会 御中

K D A 監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 優 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 関本 享 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社多摩川ホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社多摩川ホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

（追記情報）

重要な後発事象には、平成21年5月15日開催の取締役会において、連結子会社アブライト・テクノロジーズの解散を決議した旨、及び当社が出資しているパシフィックキャピタルパートナーズ有限責任事業組合の業務執行について不適切な事象が生じていることが平成21年6月19日に明らかになり、出資金額の取立不能または取立遅延のおそれがある旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。